

「令和3年度第2回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 令和4年3月4日（金）10:00～10:50

II 場 所 熊本市国際交流会館4階 第3会議室

III 委員名簿 別添会議資料のとおり

IV 事務局 熊本市 経済観光局 産業部 商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

（協議事項）

（ア）（仮称）ドラッグストアモリ田迎店

（イ）（仮称）長嶺南PJ

（ウ）ゆめマート清水

の届出に対する本市の意見案について

（報告事項）

過去の協議案件の現地確認結果について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

（ア）「（仮称）ドラッグストアモリ田迎店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。

(1)交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2)騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含

め誠意を持って対応すること。

(3)景観については、周辺地域に調和するよう、建物の色調に十分配慮するとともに、樹木の植栽（中高木を含む）等、緑化の推進に取り組むこと。

(4)本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

・市のチェックが入っても、例えばドラッグストアモリ田迎店のような派手なファサードができる現状である。都市デザイン課から、新しい取り組みをすると聞いているが、そのことについてお話を伺いたい。（磯田委員）

〔回 答〕

・ドラッグストアモリ田迎店については、景観計画に伴う大規模行為の届出、屋外広告物の許可がなされている。ドラッグストアモリ田迎店の区域については、屋外広告物の面積の規制はあるが色彩の規制はない状況。今年度から屋外広告物のガイドラインの策定を始めており、面積だけではなく広告物の質についても規制するよう進めているところ。これにより、派手な広告物の色彩を少しでも抑えて街並みに調和できるようになればと考えている。（都市デザイン課）

〔総 括〕

本件について、市の意見はなし。

また留意事項としては本日配布しております意見案に記載の内容を設置者へ通知することとする。

(イ)「(仮称)長嶺南PJ」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下 4 点の留意事項を付記。

(1)交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2)騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含

め誠意を持って対応すること。

(3)熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑化協議時の緑化計画のとおり確実な施工を行うこと。

(4)本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

・建物の色調について、申請が後から出てくるのは手続き上やむをえないところがあると思うが、大型店舗などある程度の規模を持つ場合は事業者へ丁寧に説明して指導していただき、街並みの調和のため協力を求めることが必要だと思う。(荒井委員)

〔回 答〕

・大規模行為の届出は着手の30日以上前に届出していただくよう指導しており、本案件については期日を守って届出を提出されているところである。事業者が届出を提出する前に相談に来られる際には、景観計画に基づいて指導している。本案件については、届出前においてはもっと色彩が強かったが、協議しながら色彩を抑えていただいたところ。今後とも、事前に情報を発信しながら指導していきたいと考えている。(都市デザイン課)

〔質 疑〕

・「一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。」とあるが、実際に商業施設が立地した場合に地元の意見聴取の結果が市の担当部局に報告されたり、または担当部局がオブザーバーとして意見聴取に参加している等の事例があればお伺いしたい。(荒井委員)

〔回 答〕

・現段階では意見聴取の結果は把握できていない状況。(商業金融課)

→商業施設において、自治会や商工会などの意見聴取をする外部委員会が設けられているわけではないのか。(荒井委員)

→現段階では設けられていない。(商業金融課)

〔質 疑〕

・地域貢献について、熊本地震の際にコンビニなどが役割を果たしたが、それで終わってしまっている感がある。引き続き地域と連携した取り組みについて指導や取り組みを進めていかれると良いと思う。(磯田委員)

〔回 答〕

・地域貢献の事例については、届出のあった大規模小売店舗が開業後どのような地域貢献を実施しているのか一覧でお示ししていきたいと思う。(潮永会長)

〔質 疑〕

・緑化について、視認性の問題からなかなか低中高木が植えられないという話を聞く。例えば本案件においては、駐車場の後ろに緑地が広がっているが、これは視認性が阻害されないのか。どのような場合が問題なのか、教えていただきたい。(磯田委員)

〔回 答〕

・出入口において左右の見通しが阻害されることが低中高木を出入口に植えられない一番の原因だと考える。また、落葉でお子さんやバイクが滑ったりするという問題や、左右の見通しが阻害される場所で事故が起こる、あるいは植栽が信号機にかかったりする問題もあるので、できるだけ見通しが良い方が安全であると考え。しかし、緑化も大事なため、共存ができれば良いのではないかと思う。(県警交通規制課)

→指摘事項において中高木の植栽を要望していると思うが、本当に植栽しているかどうか後で点検できるのか。(磯田委員)

→留意事項に記載している内容については、開業後の現地確認により確認してまいりたいと考えている。(潮永会長)

〔総 括〕

本件について、市の意見はなし。

また留意事項としては本日配布しております意見案に記載の内容を設置者へ通知することとする。

(ウ)「ゆめマート清水」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下 4 点の留意事項を付記。

(1)交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2)騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。

(3)熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑化協議時の緑化計画のとおり確実な施工を行うこと。

(4)本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

・緑化に関する留意事項について、ドラッグストアモリ田迎店においては「樹木の植栽（中高木を含む）等、緑化の推進に取り組むこと。」と具体的であるのに対し、他2件においては「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑化協議時の緑化計画のとおり確実な施工を行うこと。」となっているが、何をすれば良いのかわかりづらいのはいか。（磯田委員）

〔回 答〕

・緑化の事前協議において、目標を満たすように計画されているので、その通りに施工をお願いしたいという意味である。（環境共生課）

→当該留意事項について修正が必要であるか。（潮永会長）

→芝生で緑地面積は満たしているとのことだが、できれば樹木の植栽をお願いしたい。（磯田委員）

→緑化の事前協議のときに樹木の植栽について指導しているのではないか。（内野委員）

→事前協議の中で、芝張りよりもできれば樹木の植栽を進めていただきたいと伝えているところだが、留意事項においては具体的な内容までは記載せず、緑化協議時の緑化計画のとおり進めていただきたいという記載にしている。（環境共生課）

→資料6ページの「(仮称)ドラッグストアモリ田迎店」の留意事項においては、条例についての記載はなく「樹木の植栽（中高木を含む）等、緑化の推進に取り組むこと。」となっている一方、「ゆめマート清水」の留意事項においては、条例に基づき、緑化協議時の緑化計画のとおり確実な施工を行うこと。」とありニュアンスが異なるが、これは緑化の指導に基づくものか（磯田委員）

→資料 6 ページの「(仮称) ドラッグストアモリ田迎店」の留意事項についても、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいた実施を要望する内容であるが、景観についても併せて記載していることから、条例に関する文言を削除しているものと思われる。(環境共生課)

→(指導の内容が同じであれば)「(仮称) ドラッグストアモリ田迎店」以外の案件においても樹木の植栽を要望した方が良いのではないか。(磯田委員)

→事前協議において樹木を植栽する方向になっている場合とそうでない場合であったり、協議の段階によって文言を変えているので、今後対外的にわかりやすい書き方をしたいと考えている。(環境共生課)

〔総括〕

本件について、市の意見はなし。

留意事項については、緑化に関する留意事項の文言が本案件と同じである「(仮称) 長嶺南 PJ」と併せて再考し、委員の皆様へ確認後、設置者へ通知することとする。

(ウ) 過去の協議案件の現地確認結果について

〔事務局説明〕

●令和 2 年度において、新型コロナウイルスの状況を鑑み協議会の開催を省略した「(仮称) 熊本駅ビル」「(仮称) 熊本駅北ビル」の 2 案件において、開業や変更の実施後の現地確認を行った。

●今回調査した店舗において、通知した留意事項に対して特段問題となる様な箇所はなかったため、本報告をもって以上の店舗の現地確認は終了とする。